令和8年11月27日更新

令和8年熊本地震に係る
くまもと事業者再出発支援補助金
Q&A

○　このQ&Aは、「手引き」に記載のない事柄を中心に、質問が多いと思われるものを記載しています。内容は随時、更新します。ご不明な点がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

○　私有財産については天災が原因であっても自費による復旧が原則とされていますが、本補助金は、地域の経済・雇用の早期の回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いします。

○　行政書士又は行政書士法人でない者が、申請者から報酬を得て本件申請書類を作成することは、行政書士法違反となります。（他の法律に別段の定めがある場合は除く。）

【問い合わせ先】

くまもと事業者再出発支援補助金受付センター

TEL：096－284－7660

受付時間：9時00分～17時00分（土曜・日曜・祝日を除く）

令和8年（2026年）11月
熊本県商工労働部商工振興金融課

目　次

1　補助対象者

Ｐ１　（問1）中小企業者等、事業者規模の判断はいつの時点か
（問2）「常時使用する従業員」の範囲は
（問3）「みなし中堅企業」の該当有無の判断について、出資状況はどの範囲まで確認すると良いか
Ｐ２　（問4）農林水産業協同組合（のうち商工業を営む者）はどのような要件を満たせばよいか
（問5）「風営法」の許可・届出が必要な事業者における補助対象の範囲は

2　多重被災事業者（定額補助）について

Ｐ３　（問1）定額補助とは
（問2）多重被災事業者（定額補助）はどのような要件を満たせばよいか
Ｐ４　（問3）要件（1）の「新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者」とは具体的にどのような事業者を指すか
（問4）要件（2）の「令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した激甚指定災害」はどのような災害を指すか
（問5）要件（2）の「令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した激甚指定災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者」とは具体的にどのような事業者を指すか
Ｐ５　（問6）要件（3）アの売上高比較は具体的にどのように行うのか
（問7）要件（3）イの確認はどのように行うのか
（問8）要件（4）の「令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えており都道府県知事が認めた事業者」とは
Ｐ６　（問9）要件（4）の「債務」は、新型コロナウイルス感染症関連の借入金は対象となるか
（問10）令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した災害時（平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨、その他災害救助法が適用された災害）の債務をその後、新型コロナウイルス感染症などの名目で借り換えを行っている場合も対象となるか

3 交付申請

P 7 （問1） 交付申請の期間は
（問2） 申請は事業所単位か、事業者単位か
（問3） 他の補助金との重複は可能か
（問4） 「被災(罹災)証明書」を取得していない場合は
（問5） 「被災(罹災)証明書」は、被害区分(全壊・大規模半壊・半壊等)の記載がない様式でも申請可能か
P 8 （問6） 全ての被害状況について「写真」が必要か
（問7） 施設を申請する際の「図面」とは
（問8） 1者見積りが認められるケースは
P 9 （問9） 保険(共済)金の受領額が確定していない場合は
（問10） 書類を紛失し、資産計上されていたことが証明できない場合は
（問11） 相続が発生している施設の申請方法は
（問12） 共有財産の申請方法は
P10 （問13） 法人が使用する施設の所有者がその法人代表者個人となっている場合、補助金の交付申請はどのように行うことになるか
（問14） 所有者が行方不明で申請書を作成できない場合は
（問15） 自治体連携型補助金について、税法上の扱いは

4 補助対象経費

P11 （問1） 補助対象とならない経費には、どのようなものがあるか
（問2） 補助金交付時の消費税の取扱いは
（問3） 所有者ではない者が復旧費用を支払っている場合や、修繕等を行っている場合は
P12 （問4） 既に施設等を復旧したが、交付決定前に開始した復旧分は補助対象となるか
（問5） 被災後に融資を受けて復旧した場合でも補助対象となるか
（問6） 平成28年熊本地震における「中小企業等グループ施設等復旧整備補助金」や令和2年7月豪雨における「なりわい再建支援補助金」、令和7年8月豪雨における「被災中小企業者再建支援補助金」で復旧した施設・設備について、再度、今回の補助金を活用できるか
（問7） 補助事業を実施するに当たり、クラウドファンディングで資金を調達した場合、補助対象経費から控除するのか
（問8） 創業前に被災した事業者や供用開始前に被災した施設・設備等は補助対象となるか
P13 （問9） 店舗兼住宅などの場合、補助対象となる範囲は
（問10） 事務所として使用している建物について、登記(現在)事項証明書を確認したところ、登記上の種類が「居宅」となっていた。この場合、補助対象となるか
（問 11） 福利厚生施設は補助対象となるか
（問12） 駐車場は、補助対象となるか

P14　（問13）被災後、空き工場を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるか
（問14）風評被害等による逸失利益は、補助対象となるか
（問15）地震により隣接する建物が火災し、延焼被害を受けた場合、対象となるか。
（問16）自社で実施する復旧工事経費は補助対象となるか
（問17）大家が申請者となる賃貸施設の復旧において、建設業を営む店子から見積書を取得し、店子が復旧工事を行う場合、自社復旧に当たるか
（問18）施設の解体費用は補助対象となるか
P15　（問19）施設の修繕ではなく、施設の建替は補助対象となるか
（問20）施設の建替に伴う移転は補助対象となるか
P16　（問21）被災した施設・設備を移転して建替または入替を行う際、解体費用や処分費用は対象となるか
（問22）施設等の建替の場合、設計費用も補助対象となるか
P17　（問23）建替及び修繕に代えてプレハブ・中古物件を購入することは可能か
（問24）施設・設備の規模が従前より大きくなってもよいか
（問25）施設・設備の規模が従前よりも小さくなってもよいか
P18　（問26）土砂やがれきの撤去に要する費用は、補助対象となるか
（問27）土地のかさ上げは補助対象となるか
（問28）液状化被害がある場合の地盤改良に伴う費用は補助対象となるか
（問29）被災により井戸が使用できなくなったため上水道を引き込んだ場合、その工事費は補助対象となるか
（問30）設備の修理ではなく、設備の入替は補助対象となるか
P19　（問31）パソコンやルームエアコンのような電子機器や車両などは、補助対象となるか
（問32）パソコン機器の復旧を行う際、被災前よりOSがバージョンアップしたものを購入する場合、補助の対象となるか
（問33）被災前に地下に設置していた電源設備を、地上階（1階や2階）に設置する場合、補助の対象となるか
P20　（問34）車両は、補助対象となるか
（問35）事業専用割合が100%ではない車両は補助対象となるか
（問36）自動車修理工場などの「代車」は補助対象となるか
P21　（問37）車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるか
（問38）車両の入替の場合、永久抹消の証明は必ず必要か
（問39）車両の入替の場合で、被災車両を処分した際に収入があった場合は補助対象経費から控除するのか
（問40）割賦販売で購入した車両について、所有者が販売会社の場合、補助対象となるか
P22　（問41）事業用の賃貸物件・リース品が被災したが、補助対象となるか
（問42）被災後に大家（所有者）が変わった賃貸物件は補助対象となるか
（問43）リースによる復旧は補助対象となるか

5 保険(共済)加入

P23 （問1） 加入する保険(共済)に制限はあるか
（問2） 「付保割合」とは
P24 （問3） 小規模事業者の判断はいつの時点か
（問4） 小規模事業者の「加入推奨」とは

6 変更の手続

P25 （問1） どのような場合に変更の手続が必要か
（問2） 見積業者と実際の施工業者が変更しても良いか
（問3） 予定していた設備と異なる設備に変更しても良いか

7 実績報告

P26 （問1） 補助事業は、いつまでに完了する必要があるのか
（問2） 実績報告書はいつ提出するのか
（問3） 施工業者との契約書は必ず必要か
（問4） 保険(共済)に加入したことが分かる書類とは
P27 （問5） 事業継続計画(BCP)とは何か。また、提出は必要か
（問6） 概算払いを希望しているがどのような手続きが必要か
（問7） 最終的に事業費が増加したが、補助金は増額となるのか
（問8） 実績報告から補助金の交付までの期間はどれくらいか

8 財産処分

P28 （問1） 処分制限期間とは
（問2） 被災した資産に、発災日よりも前に根抵当権が設定してあった場合には、根抵当権は抹消しなくてもよいか

1 補助対象者

（問1） 中小企業者等、事業者規模の判断はいつの時点か

（答） 事業者規模の判断は、補助金の補助率と同様に、発災時、交付申請時、補助事業完了時で判断します。いずれの時点においても、「資本金」又は「常時使用する従業員」の要件（手引きの5ページを参照）を満たしている場合のみ補助対象となります。

なお、「常時使用する従業員」の範囲は、（問2）をご参照ください。

具体的には以下のとおりです。

（1） すべての時点で、小規模事業者であれば → 小規模事業者
（2） すべての時点で、中小企業者（（1）を除く）であれば → 中小企業者
（3） いずれかの時点で中小企業以外となった場合は → 中小企業者以外

（問2）「常時使用する従業員」の範囲は

（答） 事業者全体の常時雇用する従業員（パート・アルバイト等を含む）とします。
ただし、次に掲げる方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

（1） 会社役員（従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む）
（2） 個人事業主本人および同居の親族従業員
（3） （交付申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の社員
（4） 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
① 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む）
② 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者

（問3）「みなし中堅企業」の該当有無の判断について、出資状況はどの範囲まで確認すると良いか

（答） 親子関係までを確認します。（孫企業までは及ばないものとします。）

（問4） 農林水産業協同組合(のうち商工業を営む者)はどのような要件を満たせばよいか

（答） 以下の(1)～(4)の要件を全て満たす必要があります。

（1） 新型コロナウイルス感染症(令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。)の影響を受けた事業者

（2） 令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した特定非常災害又は令和7年度に発生した激甚指定災害で被害を受けた事業者であって、これらの災害による事業用資産への被災が証明できるもの

（3） 次のいずれかに該当する事業者

ア 令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した災害の発生日(当該発生日が令和2年1月28日とする。)以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者

イ くまもと事業者再出発補助金交付要綱別表第1の施設又は設備について、地震その他自然災害を保険事故又は共済事故とする保険又は共済に加入している事業者

ウ 毎年の利益剰余金の中から、任意積立金として地震その他自然災害に対する積立てを行っている事業者

（4） 令和8年熊本地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者であって、当該復旧又は復興が、地域住民の生活及び地域社会の復旧・復興に当たって不可欠であるものとして知事が認めたもの

（問5）「風営法」の許可・届出が必要な事業者における補助対象の範囲は

（答） 本補助金においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む事業者は補助対象となりません。

具体的には、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業を営む事業者です。

2　多重被災事業者（定額補助）について

定額補助とは、補助上限額15億円の内数において、一定の条件のもとに5億円を上限として、補助対象経費の全額について、補助金を交付するものです。

このQ&Aでは、要件の概要のみ記載しておりますので、提出書類等の詳細は「くまもと事業者再出発支援補助金定額補助（多重被災事業者）申請マニュアル」をご確認ください。

（問1）　定額補助とは

（答）補助対象者が多重被災事業者に該当する場合、5億円を上限に補助対象経費（千円未満切捨て）の全額を補助金額とすることができます。

補助金額が5億円を超える場合、超えた分の補助率は、中小企業・小規模事業者は3／4以内、中堅企業・みなし中堅企業は1／2以内となります。

（問2）　多重被災事業者（定額補助）はどのような要件を満たせばよいか

（答）以下の（1）～（5）の要件をすべて満たす必要があります。

（1）新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者

（2）令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した激甚指定災害で被害を受けた以下の**いずれにも該当**する事業者

ア　当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者

イ　当該災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者

（3）次の**いずれかに該当**する事業者

ア　令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあっては令和2年1月28日とする。）以降、売上高が20%以上減少している復興途上にある事業者

イ　令和8年熊本地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者

（4）交付申請時において、令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えており都道府県知事が認めた事業者

（5）令和8年熊本地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者

※　休業していたこと等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けていないことが明らかな者については、多重被災事業者の要件の1を適用しないこととするほか、当該要件の3アの「（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあっては令和2年1月28日とする。）」を適用しないこととする。

（問3） 要件(1)の「新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者」とは具体的にどのような事業者を指すか

（答） 次の(1)～(4)のいずれかに該当する事業者を指します。

（1） 持続化給付金や月次支援金、事業復活支援金など国・県が実施した新型コロナウイルス感染症関係支援策の活用実績があること。

（2） 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施したこと。

（3） 新型コロナウイルス感染症の影響により、営業時間の短縮、臨時休業、イベント等の中止、テレワークの導入その他事業活動に制約や変更が生じたこと。

（4） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間（令和2年1月から令和5年5月までの任意の3ヶ月）の売上高と、それに対応する過去3か年（前年又は前々年、3年前）のいずれか同期間の売上高を比較して5%以上減少していること。

※ 時期による売上の変動が大きい事業者は、個別に県にご相談ください。

（問4） 要件(2)の「令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した激甚指定災害」はどのような災害を指すか

（答）「令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した激甚指定災害」とは、平成28年度から令和8年熊本地震の発生日までの間に発生し、激甚災害に指定された自然災害を指します。

過去10か年度以内に熊本県において激甚災害に指定された災害は、**「平成28年熊本地震」、「令和2年7月豪雨」、「令和7年8月豪雨」**です。

※ 当該災害において災害救助法の適用を受けていない市町村であっても、当該災害による被害を受けたことが確認できる場合は対象となります。

（問5） 要件(2)の「令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した激甚指定災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者」とは具体的にどのような事業者を指すか

（答） 次のような県が実施した被災事業者再建支援補助金の交付決定を受けた事業者が該当します。

・平成28年熊本地震に係る中小企業等グループ施設等復旧整備補助金
・令和2年7月豪雨に係るなりわい再建支援補助金
・令和7年8月豪雨に係る被災中小企業者再建支援補助金

このほか、
・市町村および公的機関による支援の活用
・災害から復旧又は復興等を支援する補助金などの支援の活用
・日本政策金融公庫等による災害復旧貸付やセーフティネット保証4号の活用
・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会等による、当該災害を踏まえた、返済猶予等の既往債務の条件変更が行われている場合　など

（問6） 要件（3）アの売上高比較は具体的にどのように行うのか

（答） 令和8年熊本地震による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高と、「令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した災害」（平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨、その他災害救助法が適用された災害等）の影響を受ける直前3か月間の売上高を比較し、20%以上減少しているか判断します。

〔各災害における売上高の参照時期（例）〕
- ・令和8年熊本地震　：令和8年4月～6月の売上高
- ・令和7年8月豪雨　:令和7年5月～7月の売上高
- ・令和2年7月豪雨　：令和2年4月～6月の売上高
- ・平成28年熊本地震：平成28年1月～3月の売上高

※ 繁閑差を排除する観点から、時期による売上の変動が大きい事業者は、個別に県へご相談ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を排除する観点から、コロナ禍に発生した災害（令和2年7月豪雨など）においては、令和元年10月から12月の売上平均との比較も可能です。

（問7） 要件（3）イの確認はどのように行うのか

（答） 申請様式で定める「企業再建計画」（様式は県ホームページ掲載）を策定し、復旧内容が経営環境等を踏まえた適正な規模となっていることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けたことが分かる「企業再建計画の確認書」（様式は県ホームページ掲載）を提出していただきます。

あわせて、計画の実効性について金融機関の確認を受けたことが分かる「企業再建計画の確認書」（様式は県ホームページ掲載）を提出していただきます。

なお、認定経営革新等支援機関と金融機関が同一である場合、当該機関が企業再建計画の策定支援を行った上で、双方の確認書を発行することも可能です。

（問8） 要件（4）の「令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えており都道府県知事が認めた事業者」とは

（答） 要件（4）に該当する債務とは、令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した災害（平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨、その他災害救助法が適用された災害）の復旧・復興に向けた事業活動に係る債務をいいます。例えば、被災した施設・設備の復旧資金や、営業停止等に伴う運転資金として借り入れた資金に係る債務が該当します。

（問9） 要件（4）の「債務」は、新型コロナウイルス感染症関連の借入金は対象となるか

（答） 新型コロナウイルス感染症に起因する債務は対象となりません。

（問10） 令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した災害時（平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨、その他災害救助法が適用された災害）の債務をその後、新型コロナウイルス感染症などの名目で借り換えを行っている場合も対象となるか

（答） 借入先の金融機関が発行する「令和8年熊本地震の発生日から過去10か年度以内に発生した災害に係る債務を有していることの申出書（県ホームページ掲載）」により、借り換え後の債務に過去の災害に係る債務が含まれていることを確認できる場合は、対象となります。

3 交付申請

（問1） 交付申請の期間は

（答） 令和8年10月1日（木）から第一次申請を受け付けます。その後は、毎月、受付期間を設けて申請を受け付ける予定です。

※ 申請回数は上限2回（施設・設備で分けての申請）までです。

※ やむを得ず2回より多くの分割申請が必要な方は個別に県までご相談ください。

（問2） 申請は事業所単位か、事業者単位か

（答） 申請は「事業者」単位で申請してください。一つの事業者が、補助対象となる複数の事業所・支店の分を申請することは可能ですが、全てを合算して申請する必要があります。

（問3） 他の補助金との重複は可能か

（答） 同一の施設、又は、設備の復旧に対して、本補助金以外に国や県などの補助金等を重複した形で復旧等を行うことはできません。

（問4） 「被災（罹災）証明書」を取得していない場合は

（答） まずは、被害に遭われた施設又は設備の所在地である市町村に、「被災（罹災）証明書」の発行が可能であるか確認をお願いします。

万一、市町村の受付が終了している場合など、「被災（罹災）証明書」が提出できない場合は、「被災（罹災）証明書が提出できない理由書」（様式は県ホームページ掲載）を提出してください。併せて、施設の建て替えの場合は建築士による「建物被災状況報告書」（様式は県ホームページ掲載）、施設の修繕や設備の場合は専門家（専門業者）による「令和8年熊本地震による被災であることの証明書」（様式は県ホームページ掲載）を提出してください。

（問5） 「被災（罹災）証明書」は、被害区分（全壊・大規模半壊・半壊等）の記載がない様式でも申請可能か

（答） 申請可能です。ただし、申請内容によっては判定が必要な場合があります。

（問6） 全ての被害状況について「写真」が必要か

（答） 原則として、補助金申請を行う施設・設備について個別の被害状況が分かる全ての写真が必要です。施設・設備ごとに整理し、番号を付したうえで施設・設備の名称を記載してください。施設の場合は、どの方向から撮影したか分かるよう、図面上に写真番号を記載してください。

壁、クロス、基礎等のヒビ割れ修繕であれば、一部の代表的な箇所の外観写真（ヒビ割れした区画）があれば差し支えありません。（ヒビ割れ一つ一つ全ての写真が必要ということではありません。）

なお、既に復旧が完了している場合など、被害状況が分かる写真の提出ができない場合は、現状の写真に被害状況を補足・追記するなど、被害状況が分かるように整理した資料を提出してください。

※ 実績報告において、復旧後の写真を提出する必要があります。

（問7） 施設を申請する際の「図面」とは

（答） 施設を修繕する場合は、被災した施設の被災箇所及び修繕箇所を明示した各階の「平面図」（真上から見たもので、間取り・用途・面積が分かるもの）が必要です。施設の外壁を修繕する場合は、被災箇所及び修繕箇所を明示した「立面図」（外観のイメージを真横から見たもの）が必要です。

また、施設の建替の場合には、被災した施設と新施設の双方の「平面図」及び「立面図」が必要です。

なお、既存の図面が無い場合は、手書きでも構いませんので、間取りや用途、面積など当該施設の概要が分かるように作成してください。

（問8） 1者見積りが認められるケースは

（答） 見積書は、1件当たりの工事費（修繕、購入等）が100万円以上（税込）となる場合は、2者以上から取得することを原則としますが、次のいずれかに該当する場合は、１者見積もりでも構いません。この場合、「見積書が不足している理由書」（様式は県ホームページ掲載）の提出が必要です。

（1） 既に復旧が完了しているとき
（2） 既に事業に着手（発注又は契約）しているとき
（3） 特殊な設備であり、他に対応できる事業者がいないとき
（4） 複数者に依頼したが、多忙等により見積書の提出を断られたとき

（問9） 保険（共済）金の受領額が確定していない場合は

（答） 交付申請時に保険（共済）金の受領額が確定していない場合は、実績報告の際に併せて提出してください。

また、補助金受給後に受領する保険金額が判明した場合は、県にご相談ください。

なお、保険金が請求できるにもかかわらず、請求を行わない場合は、当該物件については補助対象外となり、補助金を申請することはできません。

また、保険金を受領しているにもかかわらず、その旨を申告せず、補助金を過大に受給していることが発覚した場合は、不正受給として交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を命じます（加算金の徴収あり）。

（問10） 書類を紛失し、資産計上されていたことが証明できない場合は

（答） 原則として、被災前に資産計上されていたこと及び所有していたことの確認が必要です。償却資産台帳については、所管する税務署又は担当税理士等に相談してください。なお、取得できない場合は、個別に県へ相談してください。

（問11） 相続が発生している施設の申請方法は

（答） 登記名義人が故人で、相続が発生している施設については、相続登記を行ったうえで、所有者（変更後の登記名義人）が申請してください。

（問12） 共有財産の申請方法は

（答） 共有名義の財産に関して補助金を申請する場合は、共有者の中から代表者を決め、代表者が申請してください。

この場合、代表者以外の共有者全員から、代表者が申請することに同意する旨の「共有財産における同意書」（様式は県ホームページ掲載）及び「熊本県税に未納がないことの証明書」（納税証明書：28号様式）が必要となり、併せて、共有者が法人の場合は「履歴事項全部証明書（商業登記）」、共有者が個人の場合は「住民票」が必要です。

なお、共有者の中に、補助対象者とならない者（中小企業者以外の事業者など）が含まれる場合は、持分に応じて補助金額を計算します。

（問13） 法人が使用する施設の所有者がその法人代表者個人となっている場合、補助金の交付申請はどのように行うことになるか

（答） 復旧整備する施設・設備について、補助金交付申請を行うことができるのは、所有者に限られます。このため、代表者個人が補助金の交付申請を行う必要があります。

この場合、賃貸借契約書や使用貸借契約書等により、代表者個人と当該法人との貸付関係が確認できる資料の提出が必要です。

（問14） 所有者が行方不明で申請書を作成できない場合は

（答） 今回の地震に限らず、所有者が行方不明となっており申請書が作成できない場合は、不在者財産管理人を選定いただくか、所有者の法定相続人の代表者が他の法定相続人の同意書（共有者の代表として申請を行うこと。）を取得したうえで申請してください。

（問15） 自治体連携型補助金について、税法上の扱いは

（答） 国税庁のホームページによれば、国庫補助金等を受け取ったときの取扱いについては、以下の通り説明されております。

（国税庁ホームページ引用）
固定資産の取得や改良に充てるために国又は地方公共団体の補助金や給付金など（以下「国庫補助金等」といいます。）の交付を受けた場合で、その交付の目的に適合した固定資産の取得や改良をした場合には、確定申告書に一定の事項を記載することを条件として、国庫補助金等のうち、その固定資産の取得や改良に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しないこととされています。
（参考）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2202.htm

自治体連携型補助金についても、他の補助金同様の取扱いとなります。
具体的な経理処理については、税理士等にご相談ください。

4 補助対象経費

（問1） 補助対象とならない経費には、どのようなものがあるか

（答）「手引き」の12ページに掲載しているものの他、次に掲げる経費は補助対象とはなりません。

（1）見積もりのための事前調査や点検に係る費用
（2）設計の前提となる耐震診断費用
（3）仮設店舗や応急処置など仮復旧に係る費用
（4）土砂の撤去費用（ただし、被災した施設・設備の復旧のために必要と認められる場合に限り、付随する費用として補助対象とすることができます）
（5）砂利、植栽、芝生の復旧に係る費用
（6）土地の購入費用
（7）土地の嵩上げ、塀・フェンス・ポンプの新設・増設等、防災のために整備する費用
（8）振込手数料
（9）逸失利益などの間接的な損害に対する費用
（10） 貨物や商品等の移動費や一時保管費用（ただし、被災した施設・設備の復旧のために必要と認められる場合に限り、付随する費用として補助対象とすることができます）

（問2） 補助金交付時の消費税の取扱いは

（答） 消費税分は、補助対象とはなりません。補助金交付申請は、消費税を含まない形で申請をお願いします。

税込価格から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き後の税込価格を消費税率で割り戻して得られる額とします。

（問3） 所有者ではない者が復旧費用を支払っている場合や、修繕等を行っている場合は

（答） 補助金の申請者は施設又は設備の所有者（A）であり、かつ、申請者自身が復旧に要した費用を支払っていることが必要です。そのため、仮に、所有者以外の方（B）が復旧に要した費用を支払っている場合や、所有者以外の方（B）が修繕等を行っている場合であっても、（B）は補助金を申請できません。

この場合、（A）が（B）に対し、復旧費用に相当する額を支払っていることが明確である場合に限り、（A）が申請することができます。

（問4） 既に施設等を復旧したが、交付決定前に開始した復旧分は補助対象となるか

（答）令和8年熊本地震が発生した令和8年7月28日時点に遡って、補助金の対象となる経費を判定することになります。

※ 写真や書類等によって被災の事実が確認可能で、かつ、復旧の内容が適正であると認められる場合は補助対象となります。

（問5） 被災後に融資を受けて復旧した場合でも補助対象となるか

（答） 補助対象となります。

被災後に金融機関等から融資を受けて復旧工事に着手又は完了している場合であっても、令和8年熊本地震による被害の復旧であり、本補助金の要件を満たす場合は補助対象となります。

なお、補助金の交付を受けた後、その資金を融資の返済に充てることも可能です。

（問6） 平成28年熊本地震における「中小企業等グループ施設等復旧整備補助金」や令和2年7月豪雨における「なりわい再建支援補助金」、令和7年8月豪雨における「被災中小企業者再建支援補助金」で復旧した施設・設備について、再度、今回の補助金を活用できるか

（答）令和8年熊本地震により被災していれば活用可能です。

ただし、過去の補助金を活用して復旧した施設を取り壊す場合や、設備を廃棄する場合は、財産処分の手続が必要になる場合がありますので、事前にご相談ください。

（問7） 補助事業を実施するに当たり、クラウドファンディングで資金を調達した場合、補助対象経費から控除するのか

（答） クラウドファンディングで調達した資金は、補助対象経費から控除しません。

（問8） 創業前に被災した事業者や供用開始前に被災した施設・設備等は補助対象となるか

（答） 補助対象となるためには、被災時点で事業を行っている必要があります。

そのため、創業前の事業者及び供用開始前に被災した施設・設備は補助対象となりません。

（問9） 店舗兼住宅などの場合、補助対象となる範囲は

（答） 店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ（面積按分）が補助対象となります。補助対象部分は、利用状況表や図面等により特定し、事業用部分の割合を「補助対象施設の利用状況表及び按分計算書（様式は県ホームページ掲載）」により算出します。

また、復旧に要する費用を「事業用のみの事業費」「非事業用のみの事業費」「全体影響事業費」に区分し、補助対象となる面積の比率を乗じて補助対象経費を算出します。

なお、区分の考え方は次のとおりです。

（1）「事業用のみの事業費」
店舗・事務所等の事業用部分にかかる内装工事費用（床、内壁、天井等）

（2）「非事業用のみの事業費」
住居部分等の非事業用部分の内装工事費用（床・内壁・天井等）や住宅設備費用（キッチン・ユニットバス等）

（3）「全体影響事業費」
（1）と（2）に区分できない費用（基礎・躯体・屋根・外壁等）

（問10） 事務所として使用している建物について、登記（現在）事項証明書を確認したところ、登記上の種類が「居宅」となっていた。この場合、補助対象となるか

（答） 登記上の種類が「居宅」となっている場合であっても、被災時において実際に事務所として使用していたことが写真等により確認できる場合は、補助対象となります。

なお、不動産登記法に基づき、建物の種類が登記内容と異なっている場合には、建物表題部変更登記を行う必要がありますので、ご注意ください。

（問11） 福利厚生施設は補助対象となるか

（答） 福利厚生施設が事業用資産として資産計上されており、事業継続に必要不可欠な場合は補助対象となります。

（問12） 駐車場は、補助対象となるか

（答） 駐車場は、事業用資産として計上しており、事業継続に不可欠な場合には、補助の対象となります。

また、月極駐車場や時間貸しの駐車場については、賃貸物件となるため、原則、補助の対象となりません。

なお、賃貸物件の詳細な取り扱いについては、（問41）をご参照ください。

（問13） 被災後、空き工場を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるか

（答） 家賃は、補助対象とはなりません。

（問14） 風評被害等による逸失利益は、補助対象となるか

（答） くまもと事業者再出発支援補助金は、施設・設備等の直接被害を補助対象としており、逸失利益のような間接被害は補助対象とはなりません。
持続化補助金等を活用した販路開拓等をご検討ください。

（問15） 地震により隣接する建物が火災し、延焼被害を受けた場合、対象となるか

（答） 対象となります。地震に起因して発生した火災による被害についても、令和8年熊本地震による被害として取り扱います。

（問16） 自社で実施する復旧工事経費は補助対象となるか

（答） 自社で復旧工事を行う場合にも補助の対象となりますが、補助対象経費から申請者自身の利益を除く必要があります。したがって、自社復旧の場合に対象となる経費は、材料費等の実費のみとなり、人件費等は含みません。
調達した資材等については、原価証明書等により調達原価であることを証明する必要があります。

（問17） 大家が申請者となる賃貸施設の復旧において、建設業を営む店子から見積書を取得し、店子が復旧工事を行う場合、自社復旧に当たるか

（答） 自社復旧にはあたりません。なお、自社復旧とは、以下①～③の場合です。
①申請者自身が復旧（修繕又は建替）を行う場合
②親会社－子会社間で復旧を発注する場合
（子会社の株式50%以上を親会社が所有又は役員の 2 分の 1 以上が同一人物）
③申請者が代表を務める法人において復旧を行う場合

（問18） 施設の解体費用は補助対象となるか

（答） 施設の解体費用単独では対象となりませんが、建替を行う際、被災した施設が支障になる場合は、補助対象となる場合があります。
※詳しくは（問19）をご参照ください。

（問19） 施設の修繕ではなく、施設の建替は補助対象となるか

（答） 市町が発行する「被災（罹災）証明書」において、「全壊」もしくは「大規模半壊」と判定された場合、又は、見積書の比較により「修繕費」よりも「建替費」の方が安価であると認められる場合は、原状回復として建替を行うことができます。また、建替の際に、原状回復に要する費用を上限として、原状回復を超える性能向上に資する機能付加・拡充を図ることも可能です。

半壊など修繕が可能な場合でも、修繕による原状回復費用を上限として、建替ができます。また、原状回復に要する費用を上限として、原状回復を超える性能向上に資する機能付加・拡充を図ることも可能です。この場合、補助対象経費は原状回復に必要な経費が上限となりますので、実際に行う工事等とは別に、原状回復工事の見積書の提出が必要となります。

（問20） 施設の建替に伴う移転は補助対象となるか

（答） 復旧費の補助金であるため、現地建替（原状回復）が原則です。

移転を伴う場合には、移転前の建物の解体費用等は補助対象とならないなど補助対象経費が現地建替と異なる場合がありますので、移転を検討される場合には県にご相談ください。

※ 移転先は、事業継続計画（BCP）の観点を踏まえ、将来的な災害リスク等を考慮して適切に選定してください。

※ なお、補助対象となる移転は熊本県内への移転に限ります。

（問21） 被災した施設・設備を移転して建替または入替を行う際、解体費用や処分費用は対象となるか

（答）（施設の場合）

解体費用は、被災した施設を元の場所で復旧するために必要な場合に限り、補助対象となります。一方、施設を別の場所へ移転して建て替える場合の解体費用（旧施設の撤去費用や移転先の整地・解体費用）は、補助対象となりません。なお、建替え費用を上限として移転建替えを行う場合は、解体費用は自己負担となりますが、旧施設は解体・撤去していただく必要があります。また、修繕費用を上限として移転建替えを行う場合は、解体費用は自己負担となり、旧施設の解体・撤去は任意です。

（設備の場合）

建物とは異なり、設備の敷地内での移動は「移転」に当たりません。したがって、設備を移設して設置する場合であっても、それまで使用していた旧設備の処分費用は補助の対象となります。

区分	解体・処分費用の取り扱い	解体・処分費用の要件
被災した施設を元の場所で復旧する場合	補助対象	復旧工事に必要な範囲で実施
被災した施設を別の場所へ移転し、建替える場合（建替え費用を上限として補助を受ける場合）	補助対象外（自己負担：公費解体含む）	旧施設は必ず解体していただく必要があります。
被災した施設を別の場所へ移転し、建替える場合（修繕費用を上限として補助を受ける場合）	補助対象外（自己負担：公費解体含む）	旧施設の解体は任意です。
被災した設備を入れ替える場合	補助対象	入替前の被災設備は必ず処分していただく必要があります。

（問22） 施設等の建替の場合、設計費用も補助対象となるか

（答） 実際の建築工事等に必要な設計費用は補助の対象となります。

見積徴取のための経費や設計の前提となる耐震診断費用は補助対象となりません。

（問23） 建替及び修繕に代えてプレハブ・中古物件を購入することは可能か

（答） 被災した施設の原状回復（建替及び修繕）に要する費用を上限に、プレハブ（土地に固定するものに限る）又は中古物件により復旧することは可能です。

ただし、被災した施設の解体費用は補助対象となりません。また、購入したプレハブ又は中古物件が被災した施設の面積を上回る場合、面積按分により、被災した施設の面積分のみ補助対象となります。

（問24） 施設・設備の規模が従前より大きくなってもよいか

（答） 施設・設備の復旧に当たり、原状回復に要する費用を上限として、原状回復を超える防災・減災に資する改良（補強）や性能向上に資する機能付加・拡充を図ることも可能です。この場合、補助対象経費は原状回復に必要な経費が上限となりますので、実際の工事等とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要となります。

＜原状回復を超える性能向上の事例＞

（1） 修繕に伴い新たな機能を追加するケース

一部手動で行う半自動の生産設備が被災し、修繕を行うことになったが、一部手動で行う部分に 自動化機能を付加し、修繕と共に性能向上を行う場合。

（2） 同一目的、同種の施設・設備であるが、より性能が高いものを選択するケース

・パン焼き機（設備）が全損したため、同時間でより多くのパンが焼ける機械に入れ替えることで、 同時に性能向上を行う場合。（入れ替えの前後であってもパン焼き機（設備）であることや用途は変わらない。例えば、パン焼き機（設備）を食洗器（設備）のように別の設備に変える場合は不可。）

・事務所を所有していたが、全壊し、より多くの人材を確保する観点から、倍の広さの事務所に建て替える場合。（建て替えの前後であっても事務所（施設）であることは変わらない。例えば、事務所を介護施設に変える場合は不可。）

（問25） 施設・設備の規模が従前よりも小さくなってもよいか

（答） 施設・設備等の復旧に際して、従前施設・設備よりも同等以下（規模縮小）とすることは可能です。震災後の事業環境等を考慮のうえ、事業の継続や売上の回復等のために最も適切な復旧計画としてください。

（問26） 土砂やがれきの撤去に要する費用は、補助対象となるか

（答） がれき（土砂）の撤去のみを補助対象とすることはできません。ただし、土砂を撤去した場所において事業活動を再開する場合、土砂を撤去しないと事業再開ができない場合など、被災した施設・設備の修繕又は入替に必要な場合は、付随する費用として補助対象となります。

（問27） 土地のかさ上げは補助対象となるか

（答）自治体連携型補助金は、施設・設備の復旧費用を補助対象としているため、かさ上げ等の土地の造成に要する費用については対象となりません。

（問28） 液状化被害がある場合の地盤改良に伴う費用は補助対象となるか

（答） 令和8年熊本地震により地盤や土壌に被害があり、建物等の復旧工事に必要な範囲内において、震災前の地盤や土壌の状態に戻すために行う地盤改良、土壌改良については補助対象となります。

（問29） 被災により井戸が使用できなくなったため上水道を引き込んだ場合、その工事費は補助対象となるか

（答） 原則、事業用のみで資産計上されているものは補助対象となります。ただし、原状回復の費用が上限となります。

（問30） 設備の修理ではなく、設備の入替は補助対象となるか

（答） 設備メーカー等により、「修理不能申告書（様式は県ホームページ掲載）」がある場合は、原状回復として入替ができます。また、入替の際に、原状回復に要する費用を上限として、原状回復を超える性能向上に資する機能付加・拡充を図ることも可能です。

修繕が可能な場合であっても、修繕による原状回復に要する費用を上限として、設備の入替ができます。また、原状回復に要する費用を上限として、原状回復を超える性能向上に資する機能付加・拡充を図ることも可能です。この場合、補助対象経費は原状回復に必要な経費が上限となりますので、実際の工事等とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要となります。

（問31） パソコンやルームエアコンのような電子機器や車両などは、補助対象となるか

（答） 資産計上されない備品・什器は原則として補助対象となりませんが、パソコンやルームエアコンのような電子機器や車両などについては、資産計上されており、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがありますので、個別にご相談ください。

なお、ソフトウェアについては、原則として補助対象とはなりません。

また、業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金の返還が求められます。

（問32） パソコン機器の復旧を行う際、被災前よりOSがバージョンアップしたものを購入する場合、補助の対象となるか

（答） 被災したパソコンを調達した当時から技術や市場の変化がある場合に、現時点の技術や市場に照らして同等であり、例えばバージョンアップしたものが一般的であるといえるような場合、原状回復として整理し、補助対象となることがあります。

（問33） 被災前に地下に設置していた電源設備を、地上階（1階や2階）に設置する場合、補助の対象となるか

（答） 本事業は、原状回復を基本とするものであり、その「原状回復」とは、「設備等を調達した当時に期待されていた機能の回復」と整理しています。その「原状回復」には、調達した当時には予見できなかった「欠陥」や「瑕疵」からの回復も含むと考えています。

被災前と同様に施設の地下に電源設備を設置すると、災害が発生する都度設備が故障することとなり期待されていた機能が発揮されない場合には、質問のような事例も、原状回復として整理します。

なお、補助対象経費となるのは、ご質問のような事例では電源設備の調達等にかかる費用であり、地上階への運搬及び床の補強等の追加的にかかる費用は補助対象経費となりません。

また、令和8年熊本地震等前に所有していた施設・設備を原状回復するための工事（以下「原状回復工事」という）に必要な経費と実際の工事に必要な経費を比較して、低い方の経費に補助率を乗じた額が上限となりますので、実際の工事とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要です。

（問34） 車両は、補助対象となるか

（答） 被災前に所有していたこと及び事業のみに用いており、事業内容に適した車種であること。

また、事業用のみで資産計上されており、かつ次の要件を複合的に確認して判断します。

（1）車体に企業名、屋号等が明示されていること

（2）運行記録、業務日報など事業の用に供していたことを証する書類

（3）自動車保管場所が事業所（個人事業主の住宅等は除く）となっていること

（4）当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること

（5）その他、事業のみに使用されていたことを証する書類

※（2）～（5）の書類により事業以外の用途で使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外となります。

※ 業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金額の返還が求められます。

（問35） 事業専用割合が100%ではない車両は補助対象となるか

（答） 補助対象となる車両は、「事業用のみ」に資産計上されているものとされていることから、個人事業主が所有する車両について、税の申告において「事業専用割合」が100%ではないものは補助対象となりません。

（問36） 自動車修理工場などの「代車」は補助対象となるか

（答） いわゆる「代車」は、事業者が修理等のサービスを提供するにあたって、修理中の代替として顧客に貸し出す車両であり、事業の用に供していると解されるため補助対象となります。ただし、過去に、代車落ちしたものを販売していないことなど商品として売却していないことが条件です。

なお、交付決定後に売却した場合には、当該車両に係る補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還をしていただくことになりますのでご注意ください。

また、レンタカーは、物品賃貸業における賃貸物品であるため補助対象となりません。

（問37） 車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるか

（答） 被災車両に装備されており、業務上必須なものについてのみ補助対象となります。入替調達時に、被災時に付属していなかった装備品を取り付けて調達することは機能向上となることから補助対象外になります。

※ 自動ブレーキの標準化など、車両の主流の変化や、メーカーの違いにより同一の設定がない、等の事情により一部の機能・性能が上がってしまうようなケースについては、修理不能申告書の設備比較の項目・カタログ等により総合的に同程度の水準と判断されれば補助対象となる場合があります。

※ 装備品について、補助金額の確定後に装備することは、当該車両の機能を低下させるものではない場合は、制限はありません。

（問38） 車両の入替の場合、永久抹消の証明は必ず必要か

（答） 車両入替の場合は、被災車両が永久抹消（解体）されたことを示す「登録事項等証明書」（軽自動車の場合は「検査記録事項等証明書」）が必要です。（修理費用より入替費用が安価であることを理由に入替を行う場合を除く。下取りがあった場合は、下取り費用を入替費用から控除する。）

ただし、当該証明書の取得が困難な場合で、「自動車リサイクルシステム」の「使用済自動車処理状況検索」画面において、被災車両が「破砕工程」まで全て完了していることが確認できる場合は、その画面印刷した書類で代用できるものとします。

（問39） 車両の入替の場合で、被災車両を処分した際に収入があった場合は補助対象経費から控除するのか

（答） 被災車両の引き取りの際に、車両の対価（スクラップ、部品取りでの買取）について支払いを受けたとしても、補助対象経費から控除しません。

（問40） 割賦販売で購入した車両について、所有者が販売会社の場合、補助対象となるか

（答） 割賦販売で購入した車両が被災した使用者の事業継続に不可欠と判断される場合は、補助対象となります。

この場合、車両の登録上の所有者が、補助金申請をする必要があります。

なお、交付申請前に残債処理による所有権移転を行い、自らが所有者として復旧をすることとしてもかまいません。

（問41） 事業用の賃貸物件・リース品が被災したが、補助対象となるか

（答） 賃貸物件やリース品は原則として補助対象外ですが、被災時に、「中小企業及び小規模事業者、中堅企業（みなし中堅企業を含む）（本補助金の補助対象者となり得るものに限る）」に対し、事業用として貸し付けていた施設・設備であって、店子・使用者である中小企業者が当該物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合のみ、例外的に補助対象となります。

賃貸物件・リース品の申請は所有者が行い、当該所有者が「大企業及びみなし大企業」である場合は、補助対象外となります。

なお、リース品については、使用者等がリース会社に残債を支払い、所有権の移転を受けた場合は、当該使用者が申請することも可能です。

また、賃貸物件において、店子が補助対象とならない事業者である場合や、施設を復旧した後に店子が退去した場合や店子が入れ替わった場合は、当該部分は面積按分により補助対象から除外します。

（問42） 被災後に大家（所有者）が変わった賃貸物件は補助対象となるか

（答） 令和8年熊本地震後に大家が変わった賃貸物件については、店子が当該物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合に限り補助対象となり、申請者は新たな大家となります。

なお、店子が大家から物件を譲り受けたうえで、店子が申請することも可能です。

（問43） リースによる復旧は補助対象となるか

（答） 設備の入替の場合に補助対象となる経費は、購入に係る費用に限られるため、所有していた設備をリースにより復旧する場合は補助対象となりません。

なお、所有していた設備が被災した後、やむなくリースに変更して使用していた設備のリース契約を解除し、残債を支払うことで所有権を移転した場合は、補助対象となります。

5 保険(共済)加入

(問1) 加入する保険(共済)に制限はあるか

(答) 「時価」型※1は付保割合を保証できないため、「新価(再調達価額)」型※2の保険(共済)に加入してください。補助金で復旧を行った施設・設備は、「自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済」※3に加入する必要があります。

これは、今後、規模を問わず発生する災害に対する自助の取組を促すものであり、保険・共済への加入に加え、例えば、事業継続力強化計画の策定など、防災・減災に資する取組を普段から実施頂くことは重要です。

こうした観点から、事業者の規模、経営状況、事業内容などにより、優先して対策を講じるべきリスクは異なることから、地震及び豪雨に起因する災害への保険・共済に限らず、自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済(火災保険などの特約でも条件を満たしていれば可)に加入していただくこととします。

※1 時価型
同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、「経過年数による価値の減少と使用による消耗分」を差し引いた金額をカバーする保険

※2 新価(再調達価額)型
同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額をカバーする保険

※3 地震特約又は地震保険への加入は必須ではありません。付保割合の要件を満たす自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済であれば対象となります。

(問2) 「付保割合」とは

(答) 補助対象となる施設・設備の「再調達価額」に対する支払保険金額の割合です。補助対象となる施設や設備に対し、中小企業者等は付保割合 **30%以上**、中堅企業は付保割合 **40%以上**の「自然災害(風水害を含む) による損害を補償する保険・共済」に加入する必要があります。

付保割合は、施設・設備の数ではなく、保険金額が再調達価額に対して占める割合で判断します。

また、補助対象経費ではなく、補助対象となる施設・設備全体を基準として確認します。

なお、補助事業が修繕である場合も、施設・設備全体について、再調達価額に対して所定の付保割合を満たす保険・共済への加入が必要です。

（問3） 小規模事業者の判断はいつの時点か

（答） 本補助金では、発災時、交付申請時、補助事業完了時で判断します。いずれの時点においても、「常時使用する従業員」の要件（手引きの5ページを参照）を満たしている場合のみ「小規模事業者」となります。
なお、「常時使用する従業員」の範囲は、1 補助対象者の（問2）をご参照ください。
小規模事業者の定義は下記となります。

（小規模事業者の定義）
（1） 製造業、建設業、運輸業その他　→従業者20人以下
（2） 卸売業、小売業、サービス業　→従業者5人以下
（3） （2）のうち、宿泊業、娯楽業　→従業者20人以下

（問4） 小規模事業者の「加入推奨」とは

（答） 小規模事業者にあっては保険（共済）への加入を義務づけるものではありませんが、万一の災害に備え、積極的に加入のご検討をお願いしたいという趣旨です。

6 変更の手続

（問1） どのような場合に変更の手続が必要か

（答） 交付決定後に、次のいずれかに該当することとなった場合には、変更交付申請が必要です。該当するかどうか不明な場合は、個別にご相談ください。

（1）補助対象経費全体の減少額が30%を超える場合
（2）補助事業の内容に著しい変更が生じる場合
（3）相続や合併、法人成り等により補助事業者が変更となる場合

（問2） 見積業者と実際の施工業者が変更しても良いか

（答） 交付申請時の見積事業者では施工不可などのやむを得ない理由があると認められる場合は可能ですが、施工業者が変更となった理由書（様式任意）を提出していただき、その内容によって判断します。

なお、当初の見積業者による見積額から、実際の施工業者による工事金額が増加しても、交付決定額の増額は原則認められません。

（問3） 予定していた設備と異なる設備に変更しても良いか

（答） やむを得ない理由があると認められる場合は可能ですが、入替設備が変更となった理由書（様式任意）を提出していただき、その内容によって判断します。

また、被災設備と入替設備との性能等を比較するため、「修理不能申告書」（様式は県ホームページ掲載）の再提出が必要です。

なお、当初予定していた設備の見積額から、実際に導入する設備の金額が増加しても、交付決定額の増額は原則認められません。

7 実績報告

（問1） 補助事業は、いつまでに完了する必要があるのか

（答） 補助事業は、原則年度内に支払いまで完了する必要がありますが、補助事業等がやむを得ない事情により年度内に完了する見込みのない場合には、早期に県までご相談ください。

（問2） 実績報告書はいつ提出するのか

（答） 全ての補助事業（施設・設備の復旧）が完了し、全ての支払いが終わった日から15日以内、又は、別に県が指定する日（後日公表）のいずれか早い日までに提出してください。その際、必ず、控えを保管してください。

なお、交付決定前に、既に復旧及び支払いが完了している場合は、交付決定の日から15日以内に提出してください。

（問3） 施工業者との契約書は必ず必要か

（答） 工事金額が少額の場合など、書面にて契約を交わしていない場合は、改めて契約書を作成する必要はありません。発注書等、既存の書類で内容が分かるものを提出してください。

ただし、工事の実績を確認するための写真（施工前・施工後）や請求書、領収書等の支払いを確認する書類は必要です。

（問4） 保険（共済）に加入したことが分かる書類とは

（答） 補償内容（対象、範囲、保険金額等）が記載されている保険証券や契約書の写し等を提出してください。

補助対象外経費の施設・設備との一体契約の場合は、必要カバー率を満たす事を示す内訳等を併せて提出してください。

（問5） 事業継続計画（BCP）とは何か。また、提出は必要か

（答） 事業継続計画（BCP）とは、自然災害や感染症などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などをあらかじめ定めた計画をいいます。

実績報告時までに事業継続計画（BCP）を策定し、実績報告書と併せて提出してください。

なお、事業者の皆様がBCPの策定に容易に取り組むことができるよう、BCPのフォーマット（「熊本県版事業継続計画（BCP）シート」）を県ホームページに掲載しています。 また、事業者が独自に策定した事業継続計画（BCP）や、国の認定を受けた事業継続力強化計画を提出することも可能です。

（問6） 概算払いを希望しているがどのような手続きが必要か

（答） 概算払いは、施設・設備単位で工事が完了（支払いまで完了）し、供用開始しているものが対象となります。よって、工事途中の施設・設備について、出来高による支払いはできません。

概算払いの請求は、交付決定日から実績報告書提出日までの間で 1 回行うことが可能です。

概算払いの手続は、一部精算する手続きとなりますので、概算払い申請時には、実績報告書に準じた書類の提出が必要となります。

概算払い時に提出した書類は、実績報告時に再度提出していただくことになりますので、控えを保管しておいてください。

概算払いを希望される事業者は、県までご相談ください。

（問7） 最終的に事業費が増加したが、補助金は増額となるのか

（答） 交付決定額が補助金交付の上限となります。一度交付決定した額の増額は原則認められません。

なお、補助対象経費が減額となった場合には、補助金額を再算定し、補助金の額を確定（減額）します。

（問8） 実績報告から補助金の交付までの期間はどれくらいか

（答） 補助事業（施設・設備の復旧）の内容や実績報告の提出時期によって異なりますが、概ね、報告書の審査終了後 2 か月程度を要します。また、実績報告書の提出を受けた後、書類審査及び現地確認を行い、補助金額を確定し、補助金額の確定通知を行います。その後、確定通知に基づき補助金の請求を行っていただき、補助金の支払いとなります。年度末や年度始めなどは更に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

8 財産処分

（問1） 処分制限期間とは

（答） 本補助金により取得し、又は効用の増加した財産（施設及び設備（取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る））は、ある一定の期間を経過するまで処分が制限されます。この期間を「処分制限期間」と言い、その財産ごとに「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年経済産業省告示第64号）」に準じて定めます。同告示は、熊本県ホームページに掲載しています。

（問2） 被災した資産に、発災日よりも前に根抵当権が設定してあった場合には、根抵当権は抹消しなくてもよいか

（答） 新たな根抵当権の設定はできませんが、発災日以前に設定してあった根抵当権については、抹消する必要はありません。

被災前の建物に根抵当権が設定されており、建替えた建物に付け替える場合または従前の極度額未満で再設定する場合は根抵当権の設定も可能です。また、この場合は財産処分の手続きはとらず、登記完了後に謄本（写し）の提出が必要です。

なお、根抵当権が実行された場合は補助金の返還が必要となります。